

トピックス

土木工事共通仕様書（案）の改定について

国土交通省大臣官房技術調査課
技術管理係長 福田 勝之

平成23年度の土木工事共通仕様書（案）の改定について、5月号において「土木工事共通仕様書（案）の改定について」と題して主な改定内容をお示しました。

今月号では引き続き、具体的な改定部分を抽出して例示いたします。

(1)受発注者の業務効率化に関する取り組みについて

①用語の定義や工事書類の位置づけの見直し

(i)用語の見直し

①用語の追加

(例)・工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

②用語の再定義

・連絡とは、…契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。工事期間中報告書面を持っている必要がない。

(ii)工事書類の位置づけの見直し(「提出」→「提示」へと変更)

①監督職員が必ず確認する必要があるが、常備する必要が無い書面

<p>条文変更前 <第10編6-1 10.> 請負者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督職員に提出しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。</p>	→	<p>条文変更後 <第10編6-1 10.> 受注者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督職員に提示しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。</p>
---	---	---

②必要に応じて提示を求めるが、条件によっては提出の義務を課すもの

<p>条文変更前 <第10編4-5-1 2.> 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	→	<p>条文変更後 <第10編4-5-1 2.> 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提示し指示を受けなければならない。</p>
---	---	--

※提出が必要な工事書類については原文どおり「提出」

- ①設計変更にかかわる ②瑕疵担保に必要 ③監督業務に使用 ④指定された工事材料の確認に必要 等

②材料確認の簡素化

(i)提出を求める材料品質証明資料の削減

従来、材料の品質証明資料は提出を求めていたが、受注者保管とし、請求があった場合に提示とする。

(ii)JISマーク表示制度の活用による材料確認の効率化

JISマーク表示製品については、製品認証により品質が保証されていることから、写真等によるJISマーク表示状態の確認も品質確認となるよう効率化。

<p>条文変更前 第2編1-2 1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、検査時まで監督職員へ提出するとともに、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。</p>	→	<p>条文変更後 第2編1-2 1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p>
--	---	---

(iii) 指定材料の品質確認を廃止

これまで品質資料を事前に監督職員へ提出することとしていた指定材料は、JIS規格などの製品規格があり、その品質を証明書等により確認できることから、提出に関する規程を廃止。

条文変更前
第2編1-2 6.
請負者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材 プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製くい及び鋼矢板	指定材料は無く JIS製品以外
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品	指定材料の大半はJIS規格などの製品規格があり、 これにより製造された製品が使用されることから 事前確認を省略し効率化が可能と判断。
	コンクリート製品	
その他	架材一般	
	レディミクストコンクリート	
	アスファルト混合物	
	舗装打設用 レディミクストコンクリート	JIS製品以外
	産廃注入剤	
	塗料・肥料	
	燃料	
	環境衛生品	

↓

今回改定で、指定材料に関する規定を廃止

(2)各種基準類等との整合等について

(i) 技術基準類の改定に伴う整合

- ・共通仕様書に引用されている技術基準類(約130種類)の改定により9技術基準類の改定を確認。
- ・JISの改定とあわせ、合計70箇所改定を実施。

No.	発行機関	対象技術基準名	条文改定箇所数
1	日本道路協会	舗装再生便覧	13
2	日本道路協会	道路土工-盛土工指針	11
3	日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	17
4	日本道路協会	道路土工-切土工・斜面安定工指針	2
5	日本道路協会	道路土工要綱	7
6	国土交通省	機械工事施工管理基準(案)	2
7	国土交通省	機械工事塗装要領(案)・同解説	3
8	土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)	1
9	厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	2
10	JIS	条文、表の改定	12

例) 日本道路協会 道路土工盛土工指針(H22.4改定)に伴う変更

<p>条文変更前 請負者は、・・・のマニュアルに基づき、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。 ・・・</p>	<p>条文変更後 受注者は、・・・のマニュアルに基づき、壁面から1.0m～1.5m程度の範囲では、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。・・・</p>
---	---

(3)共通仕様書の簡便化について


(i) 見出しの記載

<p>条文変更前 第1編2-3-5法面整形工 1.請負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 2.請負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 3.請負者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。 4.請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。 5.請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>条文変更後 第1編2-3-5法面整形工 1. 一般事項 受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 2. 盛土の法面崩壊の防止 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 3. 平場仕上げの排水処理 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。 4. 表土の活用 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。 5. 崩壊のおそれのある箇所等の処置 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>
--	--

(ii) 語尾の統一

① 絶対条件として義務づける場合	…「〇〇(し)なければならない」
② 絶対条件ではないものの、特別な理由がない限りは義務づけとする場合	…「〇〇するものとする」
③ 必要により行為が可能であることを示す場合	…「〇〇(することが)できる」
④ 適用すべき諸基準や他の条項の引用規定を示す場合	…「〇〇する」「〇〇による」

(例) 上記④適用すべき諸基準や他の条項の引用規定を示す場合


<p>条文変更前 第3編2-10-5 3. 請負者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、建設省仮締切堤設置基準(案)の規定によらなければならない。</p>		<p>条文変更後 第3編2-10-5 3. 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、建設省仮締切堤設置基準(案)の規定による。</p>
--	---	--

(4) 工事請負契約書の改正に伴う用語の変更について

(i) 工事請負契約書の改正に伴う用語の変更

平成22年9月6日付け国地契第19号
「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

- ①「請負者」及び「乙」 → 「受注者」
- ②「甲」 → 「発注者」
- ③「甲乙間」 → 「発注者と受注者との間」
- ④「甲乙協議」 → 「発注者と受注者との協議」 に変更

<p>条文変更前 第1編2-4-1 14. 請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。</p>		<p>条文変更後 第1編2-4-1 14. 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。</p>
--	---	--

なお、上記に示しました主な改訂箇所のほか、個別条項については国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>) に掲載しておりますので、ご参照ください。